

伊根町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊根町における空き家の有効活用を通して、伊根町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度「空き家バンク」(以下「空き家バンク」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)町内に存在する建物及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地をいう。ただし、賃貸、分譲を目的とする建物又は土地及び伊根町開発行為に関する要綱(昭和49年要綱第1号)に基づき合意された開発区域内の建物又は土地を除く。
- (2) 「所有者等」とは、空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。ただし、宅地建物取引業を営む者を除く。
- (3) 「空き家バンク」とは、空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、「空き家バンク」登録申込書(様式第1号)及び「空き家バンク」登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家バンク登録台帳に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」登録完了書(様式第3号)を当該申込者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定により登録した台帳の情報については、登録申込者の住所、氏名、権利関係、電話番号及び電子メールアドレスを除き、伊根町ホームページ等へ掲載し周知するものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」登録変更届書(様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に提出しなければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 町長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から2年を経過したとき、又は「空き家バンク」取消し願書(様式第5号)の届出があったときは、当該空き家バンク登録台帳の登録を削除するとともに、「空き家バンク」取消し通知書(様式第6号)を当該登録者に通知するものとする。ただし、登録から2年を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(情報提供及び利用登録)

第7条 町長は、必要に応じて、登録者の登録された必要な情報を利用希望者に提供するものとする。

2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、「空き家バンク」利用登録申込書(様式第7号)により町長に申し込むものとする。

3 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家バンク利用登録台帳に登録し、「空き家バンク」利用登録完了書(様式第8号)により当該申込者(以下「利用登録者」という。)に通知するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」利用登録変更届書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、「空き家バンク」利用登録取消し通知書(様式第10号)により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 次条に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク利用登録の取消しの届出があったとき。
- (5) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。
- (6) その他町長が適切でないとき。

(空き家バンク利用の申請要件)

第10条 空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、伊根町の自然環境、生活文化等に対

する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
(3) その他町長が適当と認めた者

(空き家バンク利用の申込み及び通知)

第11条 空き家バンクを利用しようとする利用希望者は、「空き家バンク」利用申込書(様式第11号)及び誓約書(様式第12号)に希望物件の番号(第4条の規定により登録された登録番号をいう。)その他必要な事項を記入し、町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たす者と認めたときは、当該希望物件の登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用希望者へ回答し、町長へその回答内容を報告するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第12条 町長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

伊根町長 様

「空き家バンク」登録申込書

住所 _____

氏名 _____ ⑩

このことについて、伊根町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き家バンク」への登録を申込みます。

- 1 契約交渉について、次のとおり①(直接型)又は②(間接型)のいずれかを選択します。
 - ① 個別交渉にかかわるすべてについて、所有者等と利用希望者の両者間で、責任をもって行います。
 - ② 契約交渉にかかわるすべてについて、(社)京都府宅地建物取引業協会へ仲介を依頼します。併せて、(社)京都府宅地建物取引業協会へ情報の提供を承諾いたします。
- 2 登録内容は、別紙「空き家バンク」登録カード(様式第2号)記載のとおりです。

注意

- (1) 伊根町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の貸借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っておりません。仲介を希望される方は、(社)京都府宅地建物取引業協会(以下「宅建協会」という。)への依頼をお勧めいたします。なお、宅建協会へ依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

また、「所有者等」と「利用希望者」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- (2) 伊根町個人情報保護条例(平成17年伊根町条例第16号)の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、「利用希望者」等への提供及び町が実施する空き家の利活用事業以外に利用いたしません。

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

申請者 様

伊根町長

⑩

「空き家バンク」登録完了書

伊根町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第4条第2項の規定により、「空き家バンク」への登録が完了したので通知します。

登録番号:第 _____ 号

登録年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

有効期限: _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 変更等生じた場合、速やかに手続を行ってください。

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

伊根町長 様

申請者 ⑩

「空き家バンク」登録変更届書

伊根町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第5条の規定により、「登録台帳」の変更をお願いします。

登録番号：第 _____ 号

変更内容：様式第2号による。

※ 登録変更の場合、様式第2号へ登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

伊根町長 様

申請者 ⑩

「空き家バンク」取消し願書

「空き家バンク」への登録を取り消したいので、届出いたします。

登録番号：第 _____ 号

取消理由： _____

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

申請者 様

伊根町長

⑩

「空き家バンク」取消し通知書

伊根町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第6条の規定により、「空き家バンク」への登録を取り消したので通知します。

登録番号：第 _____ 号

取消理由： _____

様式第7号(第7条関係)

平成 年 月 日

伊根町長 様

申請者 ⑩

「空き家バンク」利用登録申込書

伊根町空き家情報登録制度「空き家バンク」を利用したいので申し込みます。

住 所 _____

氏 名 _____

年 齢 ()歳

電話番号 _____

FAX番号 _____

E-mail _____@_____

利用目的 _____

伊根町個人情報保護条例(平成17年伊根町条例第16号)の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第8号(第7条関係)

年 月 日

申請者 様

伊根町長

⑩

「空き家バンク」利用登録完了書

伊根町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第7条第3項の規定により、「空き家バンク」への登録が完了したので通知します。

登録番号 第 _____ 号

住 所 _____

氏 名 _____

登録年月日 平成 年 月 日

有効期限 平成 年 月 日

※ 変更等生じた場合、速やかに手続を行ってください。

様式第9号(第8条関係)

年 月 日

伊根町長 様

申請者 ⑩

「空き家バンク」利用登録変更届書

下記のとおり「空き家バンク」利用登録の変更をお願いします。

登録番号 第 _____ 号

住 所 _____

氏 名 _____

変更内容 _____

様式第10号(第9条関係)

年 月 日

申請者 様

伊根町長

⑩

「空き家バンク」利用登録取消し通知書

伊根町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第9条の規定により、「空き家バンク」利用登録を取り消したので通知します。

登録番号 第 _____ 号

住 所 _____

氏 名 _____ 様

取消理由 _____

様式第11号(第11条関係)

年 月 日

伊根町長 様

申請者 ⑩

「空き家バンク」利用申込書

伊根町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第11条の規定により、次のとおり申し込めます。

希望物件番号 _____ 番

住 所 _____

氏 名 _____

年 齢 (_____)歳

電話番号 _____ - _____ - _____

FAX番号 _____ - _____

E-mail _____ @ _____

同居構成 ①氏名(_____) 続柄(_____) 年齢(_____)歳

②氏名(_____) 続柄(_____) 年齢(_____)歳

③氏名(_____) 続柄(_____) 年齢(_____)歳

④氏名(_____) 続柄(_____) 年齢(_____)歳

⑤氏名(_____) 続柄(_____) 年齢(_____)歳

伊根町個人情報保護条例(平成17年伊根町条例第16号)の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、「登録者」、「登録者の媒介を行う業者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第12号(第11条関係)

誓約書

伊根町長 様

私は、伊根町空き家情報登録制度「空き家バンク」(以下「空き家バンク」という。)の利用申込みにあたり、伊根町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱(以下「要綱」という。)に定める制度の趣旨等を理解した上で、申込みを行います。

また、申請書記載事項に偽りはなく、要綱第10条に規定する要件等を遵守することを誓約します。

なお、「空き家バンク」への申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

今後、空き家を利用することとなったときは、伊根町の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となることをここに誓約いたします。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)